



山形県公報

平成22年4月1日(木)

号 外 (12)

目 次

監査委員関係

訓 令

- 山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令…………… 1

監査委員関係

訓 令

山形県監査委員訓令第2号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県代表監査委員 小 山 壽 夫

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局規程（昭和50年4月県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(以下「局長」という。)」を削り、同項第5号を次のように改める。

(5) 専門員

第5条第1項及び第6条第1項中「局長」を「事務局長」に改める。

第7条中「局長」を「事務局長」に、「又は」を「又は事務局長が」に改める。

第9条中「局長専決事務」を「事務局長の専決事務」に、「課長専決事務」を「課長の専決事務」に、「局長(局長)」を「事務局長(事務局長)」に、「あつては」を「あつては、」に改める。

別表を次のように改める。

別表

事務局長専決事項	課長専決事項
1 事務局職員（事務局長を除く。）の昇格及び昇給並びに復職時等における号給等の調整に関する事 こと。	1 所属職員の事務分担の決定及び変更に関する事 こと。
2 事務局長及び課長の旅行命令及び復命に関する事 こと。	2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事 こと。
3 事務局長及び課長の勤務を要しない日の振替え 及び半日勤務時間の割振り変更に関する事 こと。	3 所属職員の勤務を要しない日の振替え及び半日 勤務時間の割振り変更に関する事 こと。
4 育児又は介護を行う事務局長及び課長の深夜勤 務の制限に関する事 こと。	4 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に 関する事 こと。
5 事務局長及び課長の休日の代休日の指定に関する 事 こと。	5 所属職員の時間外勤務代休時間の指定に関する 事 こと。
6 事務局長及び課長の休暇の承認に関する事 こと。	6 育児又は介護を行う所属職員の深夜勤務及び時 間外勤務の制限に関する事 こと。
	7 所属職員の休日の代休日の指定に関する事 こと。

- | | |
|--|--|
| <p>7 事務局長及び課長の育児休業、育児休業の期間の延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業に係る承認に関する事</p> <p>8 事務局長及び課長の修学部分休業に係る承認に関する事</p> <p>9 事務局長及び課長の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関する事</p> <p>10 職務上の秘密に属する事項の発表の許可に関する事</p> <p>11 事務局職員（事務局長を除く。）の営利企業等従事の許可及び団体役員就任の承認に関する事</p> <p>12 別に定めるものを除き、事務局長及び課長の職務に専念する義務の免除その他の服務に関する諸願の許可又は承認に関する事</p> <p>13 事務局長及び課長の勤務に係る事実証明に関する事</p> <p>14 日々雇用職員（技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のものを除く。）の雇用に関する事</p> <p>15 所管事務の実施計画に関する事</p> <p>16 所管事務について必要と認めた場合に関係者を招致し、又は参集させる事</p> <p>17 所管事務について調査をし、又は報告を求める事</p> <p>18 所管事務に係る通知又は照復に関する事</p> <p>19 前各項に定めるもののほか、所管事務のうち重要な事項に関する事</p> | <p>8 所属職員の休暇の承認に関する事</p> <p>9 所属職員の育児休業、育児休業の期間の延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業に係る承認に関する事</p> <p>10 所属職員の修学部分休業に係る承認に関する事</p> <p>11 所属職員の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関する事</p> <p>12 別に定めるものを除き、所属職員の職務に専念する義務の免除その他の服務に関する諸願の許可又は承認に関する事</p> <p>13 所属職員の勤務に係る事実証明に関する事</p> <p>14 職員証及び職員記章に関する事</p> <p>15 事務局職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の支給についての確認及び認定並びに支給額の決定及び改定に関する事</p> <p>16 日々雇用職員のうち、技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のものの雇用に関する事</p> <p>17 旅行依頼に関する事</p> <p>18 前各項に定めるもののほか、所管事務のうち定例又は軽易な事項に関する事</p> |
|--|--|

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。